

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務及び収納事務の委託【総務局女性の輝く社会推進室】2
- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】3

◇ 公 告

- 北九州市環境影響評価条例の規定による対象事業廃止届出書の提出（2件）【環境局環境監視部環境監視課】4
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】6
- 特定調達契約の落札者の決定【教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課】7
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】8
- 道路の廃止【建築都市局指導部建築審査課】10

◇ 上下水道局

- 収納事務の委託【上下水道局広域・海外事業部広域事業課】11

◇ 雑 報

- 特定調達契約の相手方の決定【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立医療センター事務局経営企画課】12

北九州市告示第164号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立男女共同参画センターにおける使用料及び物品貸付料の徴収事務並びに物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月18日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム	北九州市小倉北区大手町11番4号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市告示第165号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和5年4月18日

北九州市長 武内和久

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市戸畑区牧山五丁目5番の一部、6番1の一部、1788番1の一部、1799番1の一部、1921番1、1921番2及び1925番3並びに牧山海岸2番1、2番2、2番3、3番52及び3番133

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、チウラム、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

北九州市公告第 2 3 5 号

北九州市環境影響評価条例（平成 1 0 年北九州市条例第 1 1 号）第 2 0 条第 1 項の規定による対象事業の廃止の届出があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 1 8 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 届出者
日本コークス工業株式会社北九州事業所
所長 坂田竜治
北九州市若松区響町一丁目 3 番地
- 2 対象事業の名称
コークス炉増設事業
- 3 廃止年月日
令和 5 年 4 月 1 日

北九州市公告第 236 号

北九州市環境影響評価条例（平成 10 年北九州市条例第 11 号）第 20 条第 1 項の規定による対象事業の廃止の届出があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 18 日

北九州市長 武 内 和 久

1 届出者

豊田通商株式会社

代表取締役 富永浩史

名古屋市中村区名駅四丁目 9 番 8 号

2 対象事業の名称

次世代浮体式洋上風力発電システム実証研究（要素技術実証）

3 廃止年月日

令和 5 年 3 月 31 日

北九州市公告第 237 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 5 年 4 月 18 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区茶屋の原二丁目 9 番 1	福岡県大野城市大城三丁目 3 番 3 号 株式会社大熊建設 代表取締役 大熊雅幸

北九州市公告第 238 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 18 日

北九州市長 武 内 和 久

1 特定役務の名称及び数量

G I G A スクール構想にかかる安定運用のための 1 人 1 台端末追加整備業務 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課

北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 4 年 8 月 8 日

4 落札者の名称及び住所

NEC キャピタルソリューション株式会社 九州支店

福岡市中央区天神一丁目 10 番 20 号

5 落札金額

1 億 1, 220 万円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告をした日

令和 4 年 6 月 29 日

8 落札方式

最低価格による。

北九州市公告第 239 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 5 年 4 月 18 日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスト電器八幡本店

北九州市八幡東区東田二丁目 1 番 106 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ヤマダデンキ

群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

代表取締役 上野善紀

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社ベスト電器

福岡市博多区千代六丁目 2 番 33 号

代表取締役 小野浩司

他 1 者

(2) 変更後

株式会社ヤマダデンキ

群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

代表取締役 上野善紀

他 1 者

4 変更の年月日

令和 3 年 7 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 5 年 4 月 4 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 5 年 8 月 1 8 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 5 年 8 月 1 8 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 240 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和 46 年北九州市規則第 71 号）第 16 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 18 日

北九州市長 武内和久

1 廃止年月日及び廃止番号

令和 5 年 4 月 18 日 第 1 号

2 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉南区東貫一丁目 343 9 番 20	4.00	6.00

北九州市上下水道局告示第 2 1 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 3 条の 2 及び北九州市上下水道局会計規程（昭和 3 9 年北九州市水道局管理規程第 1 2 号）第 3 6 条の 2 第 1 項の規定により、ボトルドウォーターの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 1 8 日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町 1 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日から 同年 6 月 3 0 日まで
公益財団法人北九州観光コンベンション協会	北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日から 同年 6 月 3 0 日まで
ワールドミクニ共同事業体 代表者 株式会社ワールドインテック	北九州市小倉北区大手町 1 1 番 2 号	令和 5 年 4 月 1 日から 同年 6 月 3 0 日まで
株式会社朝日広告社	北九州市小倉北区大手町 1 1 番 3 号	令和 5 年 4 月 1 日から 同年 6 月 3 0 日まで
一般社団法人北九州市母子寡婦福祉会	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	令和 5 年 4 月 1 日から 同年 6 月 3 0 日まで
株式会社西日本ミュージアムサービス	北九州市八幡東区東田二丁目 4 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日から 同年 6 月 3 0 日まで

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第5号

地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程（以下「政府調達取扱規程」という。）第3条第1項に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、政府調達取扱規程第15条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和5年4月18日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋 一

1 特定役務の名称及び数量

総合医療情報システム医療改定等SEメンテナンスサポート保守業務委託一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市立医療センター事務局経営企画課

北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

3 契約の相手方を決定した日

令和5年3月31日

4 契約の相手方の名称及び住所

富士通 Japan 株式会社 北九州支店

北九州市小倉北区室町一丁目1番1号

5 契約金額

3,207万6,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政府調達取扱規程第14条第1項第3号に該当するため